

岡山県公報		目次	○ 予算の要領の公表 【 告 示 】		
					発行 岡山県
					
財政課		担当課（室）	目次		
			担当課（室）		

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第四百七十二号

平成二十七年十月二日に岡山県議会定例会で議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成二十七年十月二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

平成27年度岡山県一般会計補正予算（第2号）

平成27年度岡山県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額 705,622,708 千円に歳入歳出それぞれ 516,284 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 706,138,992 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 72,097,102	千円 449,920	千円 72,547,022
	2 国庫補助金	31,774,884	421,920	32,196,804
	3 委託金	1,785,035	28,000	1,813,035
12 繰入金		19,626,456	△ 333,636	19,292,820
	2 基金繰入金	18,720,020	△ 333,636	18,386,384
14 県債		86,178,800	400,000	86,578,800
	1 県債	86,178,800	400,000	86,578,800
歳入合計		705,622,708	516,284	706,138,992

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 36,705,336	千円 411,200	千円 37,116,536
	1 総務管理費	12,195,164		12,195,164
	2 企画費	4,299,906	411,200	4,711,106
	3 地方振興費	2,991,655		2,991,655
3 民生費		99,467,303		99,467,303
	2 児童福祉費	16,230,883		16,230,883
4 衛生費		20,814,273	7,755	20,822,028
	1 公衆衛生費	8,218,478		8,218,478
	2 環境衛生費	1,389,817	7,755	1,397,572
5 労働費		2,232,936	37,000	2,269,936
	1 労政費	1,037,028	37,000	1,074,028
6 農林水産業費		34,554,413	45,000	34,599,413
	1 農業費	8,803,854	45,000	8,848,854
7 商工費		8,259,569	15,050	8,274,619
	2 工鉱業費	6,901,835	15,050	6,916,885
	3 観光費	676,305		676,305
8 土木費		60,469,404	279	60,469,683
	1 土木管理費	6,489,254	279	6,489,533
9 警察費		45,866,887		45,866,887
	1 警察管理費	44,930,316		44,930,316
歳出合計		705,622,708	516,284	706,138,992

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度 額
岡南飛行場管理運用委託	平成27年度から 平成30年度まで	233,781千円
救急医療情報・医療機能情報提供システム	平成27年度から 平成33年度まで	288,552千円

平成27年10月2日 岡山県公報 号外

第3表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債 中山間地域等振興対策費	千円 400,000	債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他から借り入れるものとする。 ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他一切の事項は、知事の定めるところによる。 工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。	年5.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含み30年以内に償還するものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条件に従うものとする。） ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、若しくは借換を行うことができる。